

国民スポーツ大会・  
全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会

第8回常任委員会



平成30年12月20日(木)  
グランデはがくれ シンフォニーホール

# 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会 第8回常任委員会 資料目次

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会

第8回常任委員会 式次第 … 1

## 【報告事項】

常任委員の変更について ……………	2
開催準備状況について ……………	3
福井しあわせ元気国体・大会の報告 ……………	6
愛称・スローガンの募集結果について ……………	7
競技別リハーサル大会開催基準要項について ……………	8
競技用具整備要項について ……………	10
宿泊・医事・衛生専門委員会部会の設置について ……………	13

## 【審議事項】

(第1号議案)	
会場地の第4次内定(案)について ……………	16
(第2号議案)	
式典専門委員会の設置(案)について ……………	23
(第3号議案)	
宿泊基本計画(案)について ……………	24
(第4号議案)	
医事・衛生基本計画(案)について ……………	26

## 《参考資料》

佐賀県準備委員会会則 ……………	29
佐賀県準備委員会常任委員会への委任事項について……………	32
佐賀県準備委員会常任委員会委員名簿 ……………	33

**国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会  
第8回常任委員会 式次第**

日 時：平成30年12月20日(木) 14:00～

場 所：グランデはがくれ シンフォニーホール

**1 開 会**

**2 委員長あいさつ**

**3 議 事**

(1) 報告事項

常任委員の変更について

開催準備状況について

福井しあわせ元気国体・大会の報告

愛称・スローガンの募集結果について

競技別リハーサル大会開催基準要項について

競技用具整備要項について

宿泊・医事・衛生専門委員会部会の設置について

(2) 審議事項

第1号議案 会場地の第4次内定(案)について

第2号議案 式典専門委員会の設置(案)について

第3号議案 宿泊基本計画(案)について

第4号議案 医事・衛生基本計画(案)について

**4 閉 会**

## 報告事項

### 常任委員の変更について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会常任委員の変更について、次のとおり報告します。

#### 【常任委員】

(敬称略・順不同)

新任者氏名	前任者氏名	新任者 所属団体・役職名
山口 光一郎	山口 孝	佐賀県高等学校長協会会長
峰 英太郎	飯盛 康登	佐賀県商工会連合会会長
中島 来	村岡 洋	(一財)佐賀県手をつなぐ育成会副会長
牛島 英人	山口 雅久	(一社)佐賀県観光連盟副会長
	山崎 和子	佐賀県女性団体連絡協議会会長
内田 伸也	中村 篤史	佐賀県連合青年団団長

## 報告事項

### 開催準備状況について

#### 国民体育大会の名称等の変更について

平成30年(2018年)6月13日に「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に変更する「スポーツ基本法の一部を改正する法律」が国会において成立しました。

平成35年(2023年)に開催される佐賀大会は、国民体育大会の名称が「国民スポーツ大会」に変わる最初の本大会(注1)となります。

また、平成30年6月14日に公益財団法人日本スポーツ協会で開催された平成30年度第1回国民体育大会委員会において、「スポーツ基本法」の改正に伴い、大会の略称は「国スポ(こくすぽ)」、英語表記は「JAPAN GAMES」とすることが承認されました。

注1:本大会は秋季に行われる国民スポーツ大会のこと

#### 【変更内容】

	旧	新
大会名称	国民体育大会	国民スポーツ大会
英語表記	NATIONAL SPORTS FESTIVAL	JAPAN GAMES
略称	国体(こくたい)	国スポ(こくすぽ)

1 法律成立日：平成30年(2018年)6月13日

2 施行日：平成35年(2023年)1月1日

3 変更理由：

世界中のあらゆる人々がスポーツのために我が国に集う2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、「スポーツ」の価値を世界の人々と分かち合い、「スポーツ」を通じた社会変革に向け世界各国と協調していくため、世界的に広く用いられている「スポーツ」の語を基本的に用いるべく、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」と改める等の改正を行う。

## ○ 佐賀県準備委員会名の変更等について

平成30年(2018年)6月13日(水曜日)に、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に変更する「スポーツ基本法の一部を改正する法律」(平成35年(2023年)1月1日施行)が国会において成立したことに伴い、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則等の改正(案)について第5回総会(書面表決)を開催しました。

その結果、原案のとおり議決され、会則等の規定中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会」を「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会」に改めることとなりました。

また、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会各種方針等の改正(案)について第7回常任委員会(書面表決)を開催しました。

その結果、原案のとおり議決され、各種方針等の規定中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「国体」を「国スポ」に、「平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会」を「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会」に、「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に、「日体協」を「日スポ協」に改めました。

なお、佐賀県の担当課についても「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会推進課」から「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課」に改めました。

### 【変更内容】

	旧	新
組織名	平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会
担当課	国民体育大会・全国障害者スポーツ大会推進課	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課

平成30年(2018年)7月18日付で変更。

## ○ 開催内定について

平成30年(2018年)7月18日(水曜日)に行われた、公益財団法人日本スポーツ協会の平成30年度第3回理事会において、第78回国民スポーツ大会の開催地が佐賀県に内定しました。これに伴い、第23回全国障害者スポーツ大会の開催地も佐賀県に内定しました。

第3回理事会には山口祥義佐賀県知事が出席し、公益財団法人日本スポーツ協会伊藤雅俊会長から開催内定書を受領しました。

その後、山口知事が一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会末次康裕会長とともに、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会を訪問し、第23回全国障害者スポーツ大会開催に向けた準備と障害者スポーツのさらなる普及について、日本障がい者スポーツ協会鳥原光憲会長へ協力を要請しました。

第78回国民スポーツ大会開催内定書受領



第23回全国障害者スポーツ大会開催要請書提出

## 報告事項

### 福井しあわせ元気国体・大会の報告

第73回国民体育大会、第18回全国障害者スポーツ大会の概要について、次のとおり報告します。

#### 【国民体育大会】

##### (1) 実施競技

	正式競技	特別競技	公開競技	デモスポ
会期	H30.9.29 ～10.9 (11日間) 水泳等:9.9～17 自転車:9.25～29	H30.9.30～ 10.3 (4日間)	H30.9.1～2 9.22～23 (4日間)	H30.8.5 ～10.7
実施競技数	37	1	4	36
主な競技	陸上競技、水泳、 サッカー、ホッケー、 セーリング、バレーボール等	高校野球 (硬式・軟式)	綱引、ゲートボール、 パワーリフティング等	少林寺拳法、 グランドゴルフ、 スポーツチャンバラ等
延べ施設数	74施設 (9市8町) うち県外2施設	2施設 (1市)	4施設 (2市1町)	46施設 (9市8町)

##### (2) 佐賀県成績

・男女総合成績(天皇杯)33位      ・女子総合成績(皇后杯)32位

#### 【全国障害者スポーツ大会】

##### (1) 実施競技

	正式競技	オープン競技
会期	H30.10.13～15 (3日間) 車椅子バスケット:H30.10.7	H30.10.14 (1日間) 車椅子テニス:H30.10.6～7
実施競技数	13	3
主な競技	陸上競技、水泳、アーチェリー、 卓球等	卓球バレー、ゲートボール、 車椅子テニス
延べ施設数	15施設 (8市1町)	3施設 (2市1町)

##### (2) 佐賀県成績

・金8個、銀13個、銅9個

#### 【文化プログラム】

(1) 会期 平成30年4月1日～12月31日

##### (2) 対象事業

- ・福井県の文化・芸術を紹介する事業
- ・スポーツに関連する文化・芸術事業
- ・その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

##### (3) 具体例

幕末明治福井150年博、福井城址しあわせプロジェクションマッピング、  
第1回ふくいeスポーツ野球大会 等

## 報告事項

### 愛称・スローガンの募集結果について

平成 30 年（2018 年）9 月 15 日（土曜日）から 10 月 31 日（水曜日）にかけて 2023 年に佐賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の愛称・スローガンの全国公募を実施しますので、次のとおり報告します。

#### ○ 募集結果

##### (1) 応募総数(件)

応募数	1,254 件
-----	---------

##### (2) 県内・県外応募件数

県内・県外	件数	割合
県内	641	51.1%
県外	613	48.9%

##### (3) 属性別応募件数

属性	件数	県内	県外	割合
小学生	120	119	1	9.6%
中学生	165	161	4	13.2%
高校生	85	76	9	6.8%
一般	828	282	599	70.3%
不明	3	3	0	0.2%

##### (4) 年齢別応募件数

	件数	割合
10 歳未満	12	1.0 %
10 代	358	28.5 %
20 代	59	4.7 %
30 代	139	11.1 %
40 代	196	15.6 %
50 代	141	11.2 %
60 代	154	12.3 %
70 代	143	11.4 %
80 代	39	3.1 %
不明	13	1.0 %

## 報告事項

### 競技別リハーサル大会開催基準要項について

平成 30 年（2018 年）12 月 6 日（木曜日）開催の総務企画専門委員会において「平成 35 年国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」が承認されましたので、次のとおり報告します。

#### 平成 35 年国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項

##### 1 趣旨

この要項は、「平成 35 年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技運営基本方針」に基づき、会場地市町と関係競技団体が、平成 35 年国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における各競技会の円滑な運営に資するために実施する競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に関して、基本的な事項を定める。

##### 2 目的

大会の目的は、次のとおりとする。

- （1）会場地市町及び関係競技団体が、競技会の運営能力の向上を図り、国スポの円滑な開催に資する。
- （2）県民の国スポ及び競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、国スポ開催の機運醸成を図る。

##### 3 開催方法

大会は、会場地市町及び関係競技団体が協力して開催するものとし、国スポで分散開催する競技については、複数の会場地市町が共同で開催することができるものとする。

##### 4 開催期間及び回数

大会は、会場地市町と関係競技団体が協議の上、会場地市町において前年度から国スポ開催時までの間に、原則として 1 競技につき 1 回実施できるものとする。

##### 5 規模

大会は、参加者数及び競技役員数等が国スポを上回らないものとし、九州地区大会の活用などに努めるものとする。

なお、これによらない場合は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備委員会（以下「委員会」という。）と別途協議するものとする。

## 6 運営

- (1) 大会は、国スポにおける各競技会に準じ、運営する。
- (2) 大会に使用する施設は、原則として国スポで使用する施設とする。
- (3) 複数の会場地市町で共同開催する場合は、会場地市町間で業務分担等について綿密な調整を図り、円滑な大会運営に努めるものとする。

## 7 経費

- (1) 大会の経費は、会場地市町及び関係競技団体が負担するものとする。
- (2) 大会は、華美、過大にならないよう留意し、その経費については、大会の目的が達成できる必要最小限にとどめるものとする。

## 8 開催手続き

大会を開催する会場地市町は、関係競技団体と協議の上、大会開催申請書を委員会に提出し、承認を求めるものとする。

なお、提出する申請書及び提出時期については別に定める。

## 9 その他

この要項に定めるもののほか、大会開催に必要な事項については、別に定めるものとする。

## 報告事項

### 競技用具整備要項について

平成30年（2018年）10月30日（火曜日）開催の施設・競技専門委員会において「平成35年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 競技用具整備要項」が承認されましたので、次のとおり報告します。

### 平成35年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 競技用具整備要項

#### 1 趣旨

この要項は、「平成35年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 競技用具整備基本方針」に基づき、両大会の競技運営に万全を期するとともに、大会を契機としてスポーツの普及・振興に寄与することを目的とし、大会開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。

#### 2 競技用具の区分

この要項でいう競技用具とは、次表のとおりとする。

	種 別		内 容	例 示
競 技 用 具	競技用	備 品	競技を実施するために直接必要な備品 (施設及び施設に付帯するものは除く。)	ゴールポスト、艇、 卓球台、 得点板等
		消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、笛、 フラッグ等
	運営用	備 品	競技を実施するために直接必要な備品以 外のもので、競技会運営に必要な備品 (施設及び施設に付帯するものは除く。)	机、テント、 表彰台、 放送器具等
		消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品 以外のもので、競技会運営に必要な消耗 品	事務用品、 清掃用具等

### 3 競技用具整備計画の作成

- (1) 国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の競技用具整備計画は、会場地市町が県競技団体及び県と協議のうえ作成する。全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）の競技用具整備計画は、県が県競技団体及び会場地市町と協議のうえ作成する。
- (2) 競技用具の規格および数量については、県、会場地市町が県競技団体と協議のうえ公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び中央競技団体と調整し、決定する。
- (3) 競技用具の整備にあたっては、大会開催時に使用可能な、県・会場地市町・県競技団体等が現有する競技用具を活用し、不足する場合は借用する。特に、大会終了後の利活用が困難なものはできる限り借用する。  
また、現有活用及び借用により整備しても不足する競技用具については購入する。
- (4) 競技用具の整備時期は、競技別リハーサル大会の実施などを勘案し、調整する。

### 4 業務分担及び経費負担

- (1) 国スポに係る競技用具の借用は会場地市町が行うものとし、経費を負担する。なお、必要がある場合は、県が会場地市町からの依頼に基づき斡旋に努める。

購入する競技用具の経費負担は、次の県・会場地市町の経費負担区分により行うものとする。

経費負担区分 競技施設 及び練習施設区分	県	会場地市町
県有施設	競技用備品	競技用消耗品 運営用備品及び消耗品
市町有施設		競技用備品及び消耗品 運営用備品及び消耗品
その他の施設		競技用備品及び消耗品 運営用備品及び消耗品

( 2 )全障スポに係る競技用具の借用及び購入は県が行うものとし、経費を負担する。

( 3 )国スポに係る特に配慮が必要な競技用備品、主として一般の利活用が見込めない競技用具や通常の競技会運営に必要な競技用具の量・質を超えて整備しなければならないものについては、県と会場地市町が必要に応じ、その整備について別途協議する。

#### 5 競技用具の保管及び利活用

購入した競技用具の保管及び大会終了後の利活用については、購入した者の責任において行うものとする。

#### 6 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具整備に必要な事項は、県、会場地市町及び県競技団体が別途協議するものとする。

## 報告事項

### 宿泊・医事・衛生専門委員会部会の設置について

平成30年(2018年)12月3日(月曜日)開催の宿泊・医事・衛生専門委員会において「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会宿泊・医事・衛生専門委員会部会設置要綱」が承認されましたので、次のとおり報告します。

#### 1 部会設置の基本的な考え方

##### (1) 設置の目的

宿泊・医事・衛生専門委員会は、常任委員会から付託・委任されている事項が広範囲に及び各分野の専門性が高いことから、専門委員会での調査審議を迅速かつ円滑に進めるため、専門委員会内に部会を設置する。

##### (2) 部会の業務

専門委員会から付託された事項について、調査審議を行い、その審議結果を専門委員会に報告する。

##### (3) 部会設置の根拠

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

#### 2 部会設置要綱について

次頁「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会宿泊・医事・衛生専門委員会部会設置要綱」のとおり

# 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会 宿泊・医事・衛生専門委員会部会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程第5条の規定に基づき、宿泊・医事・衛生専門委員会（以下「専門委員会」という。）の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (部会の名称及び付託事項)

第2条 部会の名称及び専門委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

## (役員)

第3条 部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 部会の役員については、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会長が委嘱する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは副部会長がその職務を代理する。

## (任期)

第4条 部会委員（以下「委員」という。）の任期は、委嘱された日から部会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

## (会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 部会は、付託事項を審議したときは、その結果を専門委員会に報告するものとする。

4 部会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、当該部会の部会長が専門委員会委員長の承認を得て別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年12月3日に施行する。

別表（第2条関係）

部会の名称	付託事項
<p style="text-align: center;">宿泊部会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊要項等に関する事</li> <li>2 配宿計画に関する事</li> <li>3 宿泊施設充足対策に関する事</li> <li>4 宿泊料金に関する事</li> <li>5 その他宿泊に関する事</li> </ol>
<p style="text-align: center;">献立・弁当部会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 標準献立の作成に関する事</li> <li>2 標準献立の普及指導に関する事</li> <li>3 食品調達に関する事</li> <li>4 昼食弁当に関する事</li> <li>5 その他献立・弁当に関する事</li> </ol>
<p style="text-align: center;">医事・衛生部会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護対策に関する事</li> <li>2 防疫対策に関する事</li> <li>3 食品衛生対策に関する事</li> <li>4 環境衛生対策に関する事</li> <li>5 その他医事・衛生に関する事</li> </ol>

第1号議案

会場地の第4次内定(案)について

<第78回 国民スポーツ大会>

No.	市町名	競技名・種目名		種別	開催予定施設
1	佐賀市	総合開・閉会式		-	SAGA スタ(仮称)
		体操	トランポリン	男子 女子	SAGA サンライズパーク(仮称)
		柔道		全種別	SAGA サンライズパーク(仮称)
		ライフル射撃	センターファイアピストル	成年男子	佐賀県警察学校
2	伊万里市	水泳	オープンウォータースイミング	男子 女子	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)
		バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)
3	武雄市	軟式野球		成年男子	白岩球場
4	小城市	ソフトボール		成年女子	牛津総合公園多目的グラウンド
5	神崎市	剣道		全種別	神埼中央公園体育館
6	吉野ヶ里町	バレーボール		少年男子	吉野ヶ里町文化体育館(新設・仮称)

(種別を決定・変更・追加する競技)

No.	市町名	競技名・種目名		種別	開催予定施設
1	佐賀市	サッカー		<u>成年女子</u> <u>少年女子</u>	SAGA サンライズパーク(仮称) 佐賀市健康運動センター
		水泳	水球	少年男子 <u>女子</u>	SAGA サンライズパーク(仮称)
		ラグビーフットボール		成年男子 少年男子 <u>女子</u>	SAGA サンライズパーク(仮称)
2	武雄市	自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子 <u>女子</u>	武雄競輪場
3	小城市	ハンドボール		<u>少年男子</u> <u>少年女子</u>	小城市芦刈文化体育館
4	嬉野市	レスリング		成年男子 少年男子 <u>女子</u>	嬉野市中央体育館(新設)
5	神崎市	ハンドボール		<u>成年男子</u> <u>成年女子</u>	神埼中央公園体育館 トヨタ紡織九州クレインアリーナ
				<u>少年男子</u> <u>少年女子</u>	佐賀県立神埼高等学校体育館(新設)
6	吉野ヶ里町	ハンドボール		<u>成年男子</u> <u>成年女子</u>	吉野ヶ里町文化体育館(新設・仮称)
7	有田町	ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 <u>女子</u>	歴史と文化の森公園焔の博記念堂

ハンドボール(小城市、神崎市、吉野ヶ里町)は新たに種別を決定。  
サッカー(佐賀市)は「成年男子・女子」から「成年女子・少年女子」に変更。  
残りの競技は女子種別を追加。

< 第 2 3 回 全国障害者スポーツ大会 >

No.	市町名	競技名・種目名	開催予定施設
1	佐賀市	開・閉会式	SAGA スタ（仮称）
2	嬉野市	ボッチャ	嬉野市中央体育館（新設）
3	上峰町	フットベースボール	上峰中央公園多目的広場
4	白石町	グラウンドソフトボール	白石中央公園多目的運動広場 （白石町総合運動場）
5	太良町	ソフトボール	太良町 B&G 海洋センター運動広場

<<関係資料>>

第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会  
会場の第1次～第3次内定及び第4次内定案(市町別)

【国民スポーツ大会】

平成29年6月5日(1次)・12月22日(2次)・平成30年5月8日(3次) 常任委員会で決定

No.	市町名	競技名・種目名	種別	開催予定施設	内定	
1	佐賀市	総合開・閉会式	—	SAGAスタ(仮称)	4次(案)	
		陸上競技	全種別	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次	
		水泳	競泳	全種別	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次
			飛込	全種別	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次
			水球	少年男子 女子	SAGAサンライズパーク(仮称)	2次
			アーティスティックスイミング	少年女子	SAGAサンライズパーク(仮称)	2次
		サッカー	成年女子 少年女子	SAGAサンライズパーク(仮称) 佐賀市健康運動センター	1次	
			テニス	全種別	SAGAサンライズパーク(仮称) 佐賀県立森林公園テニスコート	1次
		ボート	全種別	富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設(仮称)	2次	
		バレーボール	成年女子	SAGAサンライズパーク(仮称)	2次	
		体操	競技	全種別	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次
			新体操	少年女子	SAGAサンライズパーク(仮称)	
			トランポリン	男子 女子	SAGAサンライズパーク(仮称)	
		フェンシング	全種別	SAGAサンライズパーク(仮称)	2次	
		柔道	全種別	SAGAサンライズパーク(仮称)	4次(案)	
		ライフル 射撃	センターファイ アピストル	成年男子	佐賀県警察学校	4次(案)
		ラグビーフットボール	成年男子 少年男子 女子	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次	
		カヌー	スプリント	全種別	富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設(仮称)	2次
		クレー射撃	成年	佐賀県射撃研修センター	2次	
		ボウリング	全種別	ボウルアーガス	1次	
高等学校野球	硬式	みどりの森県営球場	1次			
2	唐津市	バスケットボール	未定	唐津市文化体育館	1次	
			未定	唐津市相知天徳の丘運動公園 社会体育館		
			未定	唐津市鎮西スポーツセンター体育館		
			未定	佐賀県立唐津工業高等学校体育館		
			未定	唐津市立浜玉中学校体育館		
	セーリング	全種別	佐賀県ヨットハーバー	1次		
	ソフトテニス	全種別	松浦河畔公園庭球場 佐賀県立唐津東高等学校・唐津東中学校テニスコート	2次		
	軟式野球	成年男子	唐津市野球場	1次		
バドミントン	全種別	唐津市文化体育館	1次			
トライアスロン	成年男子 成年女子	唐津市内特設コース	1次			
3	鳥栖市	サッカー	少年男子	鳥栖スタジアム(ベストアメニティスタジアム) 鳥栖スタジアム北部グラウンド	1次	
		バレーボール	少年女子	鳥栖市民体育館	2次	
		空手道	全種別	鳥栖市民体育館	3次	
		高等学校野球	軟式	鳥栖市民球場	3次	
4	多久市	弓道	全種別	多久市弓道場(新設・仮称)	1次	
		スポーツクライミング	全種別	佐賀県立多久高等学校クライミング施設(仮称)	3次	
5	伊万里市	水泳	オープン ウォータース イミング	男子 女子	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)	4次(案)
		ホッケー	成年男子 成年女子	伊万里市国見台球技場	2次	
			少年男子 少年女子	佐賀県立伊万里商業高等学校運動場		
		バレー ボール	ビーチバレー ボール	少年男子 少年女子	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)	4次(案)
軟式野球	成年男子	伊万里市国見台野球場	2次			
6	武雄市	自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	武雄競輪場	1次
		軟式野球	成年男子	白岩球場	4次(案)	
		ゴルフ	未定	武雄ゴルフ倶楽部	2次	
			未定	武雄・嬉野カントリークラブ		
未定	若木ゴルフ倶楽部					

No.	市町名	競技名・種目名	種別	開催予定施設	内定
7	鹿島市	軟式野球	成年男子	鹿島市民球場	1次
		アーチェリー	全種別	鹿島市陸上競技場	1次
8	小城市	バレーボール	成年男子	小城市芦刈文化体育館	2次
		ハンドボール	少年男子 少年女子	小城市芦刈文化体育館	1次
		ソフトボール	成年女子	牛津総合公園多目的グラウンド	4次(案)
9	嬉野市	レスリング	成年男子 少年男子 女子	嬉野市中央体育館(新設)	1次
		軟式野球	成年男子	嬉野総合運動公園(みゆき公園)みゆき球場	1次
		なぎなた	成年女子 少年女子	嬉野市中央体育館(新設)	1次
10	神崎市	ハンドボール	成年男子	神埼中央公園体育館	1次
			成年女子	トヨタ紡織九州クレインアリーナ	1次
			少年男子 少年女子	佐賀県立神埼高等学校体育館(新設)	1次
		剣道	全種別	神埼中央公園体育館	4次(案)
11	吉野ヶ里町	バレーボール	少年男子	吉野ヶ里町文化体育館(新設・仮称)	4次(案)
		ハンドボール	成年男子 成年女子	吉野ヶ里町文化体育館(新設・仮称)	1次
12	基山町	卓球	全種別	基山町総合体育館	1次
13	上峰町	ソフトボール	少年男子	上峰中央公園多目的広場	2次
14	みやき町	バレーボール	少年男子	みやき町中原体育館	3次
		ソフトボール	少年男子	みやき町三根運動場	2次
15	玄海町	相撲	成年男子 少年男子	玄海町社会体育館	1次
16	有田町	ウエイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	歴史と文化の森公園焔の博記念堂	1次
		軟式野球	成年男子	赤坂球場	1次
17	大町町	銃剣道	成年男子 少年男子	大町町立ひじり学園後期課程体育館	2次
18	江北町	ソフトボール	成年女子	江北町花山球場	2次
19	白石町	ソフトボール	成年男子	白石中央公園多目的運動広場(白石町総合運動場)	1次
20	太良町	ソフトボール	少年女子	太良町営野球場	1次
				太良町B&G海洋センター運動広場	1次

(20市町37競技)

【全国障害者スポーツ大会】

No.	市町名	競技名・種目名	開催予定施設	内定
1	佐賀市	開・閉会式	SAGAスタ(仮称)	4次(案)
		陸上競技(身体・知的)	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次
		水泳(身体・知的)	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次
		ボウリング(知的)	ボウルアーガス	1次
2	唐津市	バスケットボール(知的)	唐津市鎮西スポーツセンター体育館	3次
		車椅子バスケットボール(身体)	唐津市文化体育館	3次
3	鳥栖市	サッカー(知的)	鳥栖スタジアム北部グラウンド	1次
4	鹿島市	アーチェリー(身体)	鹿島市陸上競技場	1次
5	嬉野市	ポッチャ(身体)	嬉野市中央体育館(新設)	4次(案)
6	基山町	卓球(身体・知的・精神・視覚)	基山町総合体育館	1次
7	上峰町	フットベースボール(知的)	上峰中央公園多目的広場	4次(案)
8	白石町	グランドソフトボール(視覚)	白石中央公園多目的運動広場(白石町総合運動場)	4次(案)
9	太良町	ソフトボール(知的)	太良町B&G海洋センター運動広場	4次(案)

(9市町12競技)

第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会  
会場の第1次～第3次内定及び第4次内定案(競技別)

【国民スポーツ大会】

平成29年6月5日(1次)・12月22日(2次)・平成30年5月8日(3次) 常任委員会で決定

No.	競技名・種目名		種別	市町名	開催予定施設	内定
—	総合開・閉会式		—	佐賀市	SAGAスタ(仮称)	4次(案)
1	陸上競技		全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次
2	水泳	競泳	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次
		飛込	全種別		SAGAサンライズパーク(仮称)	1次
		水球	少年男子 女子		SAGAサンライズパーク(仮称)	2次
		アーティスティックスイミング	少年女子		SAGAサンライズパーク(仮称)	2次
		オープンウォータースイミング	男子 女子	伊万里市	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)	4次(案)
3	サッカー	成年女子 少年女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次	
		少年男子	鳥栖市	鳥栖スタジアム(ベストアメニティスタジアム) 鳥栖スタジアム北部グラウンド		
4	テニス	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク(仮称) 佐賀県立森林公園テニスコート	1次	
5	ボート	全種別	佐賀市	富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設(仮称)	2次	
6	ホッケー	成年男子 成年女子	伊万里市	伊万里市国見台球技場	2次	
		少年男子 少年女子		佐賀県立伊万里商業高等学校運動場		
7	バレーボール	成年男子	小城市	小城市芦刈文化体育館	2次	
		成年女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク(仮称)	2次	
		少年男子	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町文化体育館(新設・仮称)	4次(案)	
			みやき町	みやき町中原体育館	3次	
	少年女子	鳥栖市	鳥栖市民体育館	2次		
パレー ボール	ビーチパレー ボール	少年男子 少年女子	伊万里市	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)	4次(案)	
8	体操	競技	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次
		新体操	少年女子		SAGAサンライズパーク(仮称)	
		トランポリン	男子 女子		SAGAサンライズパーク(仮称)	4次(案)
9	バスケットボール	未定	唐津市	唐津市文化体育館	1次	
		未定		唐津市相知天徳の丘運動公園 社会体育館		
		未定		唐津市鎮西スポーツセンター体育館		
		未定		佐賀県立唐津工業高等学校体育館		
		未定		唐津市立浜玉中学校体育館		
10	レスリング	成年男子 少年男子 女子	嬉野市	嬉野市中央体育館(新設)	1次	
11	セーリング	全種別	唐津市	佐賀県ヨットハーバー	1次	
12	ウエイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	有田町	歴史と文化の森公園焔の博記念堂	1次	
13	ハンドボール	成年男子	神崎市	神埼中央公園体育館	1次	
		成年女子	神崎市	トヨタ紡織九州クレインアリーナ		
		少年男子 少年女子	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町文化体育館(新設・仮称)		
			小城市	小城市芦刈文化体育館		
14	自転車 トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	武雄市	武雄競輪場	1次	
15	ソフトテニス	全種別	唐津市	松浦河畔公園庭球場 佐賀県立唐津東高等学校・唐津東中学校テニスコート	2次	
16	卓球	全種別	基山町	基山町総合体育館	1次	
17	軟式野球	成年男子	唐津市	唐津市野球場	1次	
			伊万里市	伊万里市国見台野球場	2次	
			武雄市	白岩球場	4次(案)	
			鹿島市	鹿島市民球場	1次	
			嬉野市	嬉野総合運動公園(みゆき公園)みゆき球場	1次	
			有田町	赤坂球場	1次	
18	相撲	成年男子 少年男子	玄海町	玄海町社会体育館	1次	
19	フェンシング	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク(仮称)	2次	
20	柔道	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク(仮称)	4次(案)	
21	ソフトボール	成年男子	白石町	白石中央公園多目的運動広場(白石町総合運動場)	1次	
		成年女子	小城市	牛津総合公園多目的グラウンド	4次(案)	
			江北町	江北町花山球場	2次	
		少年男子	みやき町	みやき町三根運動場	2次	
			上峰町	上峰中央公園多目的広場	2次	
		少年女子	太良町	太良町営野球場 太良町B&G海洋センター運動広場	1次	

No.	競技名・種目名	種別	市町名	開催予定施設	内定
22	バドミントン	全種別	唐津市	唐津市文化体育館	1次
23	弓道	全種別	多久市	多久市弓道場(新設・仮称)	1次
24	ライフル射撃 センターファイアピストル	成年男子	佐賀市	佐賀県警察学校	4次(案)
25	剣道	全種別	神埼市	神埼中央公園体育館	4次(案)
26	ラグビーフットボール	成年男子 少年男子 女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次
27	スポーツクライミング	全種別	多久市	佐賀県立多久高等学校クライミング施設(仮称)	3次
28	カヌー   スプリント	全種別	佐賀市	富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設(仮称)	2次
29	アーチェリー	全種別	鹿島市	鹿島市陸上競技場	1次
30	空手道	全種別	鳥栖市	鳥栖市民体育館	3次
31	銃剣道	成年男子 少年男子	大町町	大町町立ひじり学園後期課程体育館	2次
32	クレール射撃	成年	佐賀市	佐賀県射撃研修センター	2次
33	なぎなた	成年女子 少年女子	嬉野市	嬉野市中央体育館(新設)	1次
34	ボウリング	全種別	佐賀市	ボウルアーガス	1次
35	ゴルフ	未定	武雄市	武雄ゴルフ倶楽部	2次
		未定		武雄・嬉野カントリークラブ	
		未定		若木ゴルフ倶楽部	
36	トライアスロン	成年男子 成年女子	唐津市	唐津市内特設コース	1次
37	高等学校野球	硬式	佐賀市	みどりの森県営球場	1次
		軟式	鳥栖市	鳥栖市民球場	3次

(37競技20市町)

**【全国障害者スポーツ大会】**

No.	競技名・種目名	市町名	開催予定施設	内定
—	開・閉会式	佐賀市	SAGAスタ(仮称)	4次(案)
1	陸上競技(身体・知的)	佐賀市	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次
2	水泳(身体・知的)	佐賀市	SAGAサンライズパーク(仮称)	1次
3	アーチェリー(身体)	鹿島市	鹿島市陸上競技場	1次
4	卓球(身体・知的・精神・視覚)	基山町	基山町総合体育館	1次
5	ボウリング(知的)	佐賀市	ボウルアーガス	1次
6	バスケットボール(知的)	唐津市	唐津市鎮西スポーツセンター体育館	3次
7	車椅子バスケットボール(身体)	唐津市	唐津市文化体育館	3次
8	ソフトボール(知的)	太良町	太良町B&G海洋センター運動広場	4次(案)
9	グランドソフトボール(視覚)	白石町	白石中央公園多目的運動広場(白石町総合運動場)	4次(案)
10	フットベースボール(知的)	上峰町	上峰中央公園多目的広場	4次(案)
11	サッカー(知的)	鳥栖市	鳥栖スタジアム北部グラウンド	1次
12	ボッチャ(身体)	嬉野市	嬉野市中央体育館(新設)	4次(案)

(12競技9市町)

第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会 会場地未決定競技一覧

【第78回国民スポーツ大会】

一部会場地 未決定

1	自転車	ロード・レース
2	カヌー	スラローム・ワイルドウォーター
3	ライフル射撃	50m
		10m/AP
		BR/BP

全会場地 未決定

1	馬術
---	----

【第23回全国障害者スポーツ大会】

1	フライングディスク(身体・知的)
2	バレーボール(聴覚・知的・精神)

## 式典専門委員会の設置(案)について

2023年に本県で開催する国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の式典(開・閉会式、各競技会の表彰式、大会旗・炬火リレーなど)の内容等を専門的見地から審議するため、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程に、以下のとおり、付託事項及び委任事項を追加し、式典専門委員会を設置することについて議決を求める。

平成35年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程の改正

## 附則

4 この規程は、平成30年12月20日から施行する。  
別表(2条関係)

種類	付託事項	委任事項
式典 専門委員会	1 式典の方針・計画の立案に関すること	1 開・閉会式の企画及び運営に関すること
	2 その他式典に係る重要な事項に関すること	2 式典音楽に関すること
		3 式典演技に関すること
		4 大会旗・炬火リレーに関すること
		5 その他式典に関すること

\* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

\* 委任事項：委任された事項を決議すること。

## 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画(案)について

平成35年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、次の準備業務を推進する。

### 1 配宿業務の実施

#### 【第78回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)]

##### (1) 宿泊施設に関する調査の実施

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者(以下「参加者」という。)の配宿計画の作成に資するため、県と市町が連携し、宿泊施設に関する調査を実施する。

##### (2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な宿泊予定者数を把握するため、県は各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

##### (3) 仮配宿計画の作成

宿泊施設に関する調査及び各都道府県等への宿泊意向調査等に基づき、配宿計画の円滑な作成に資するため、県と会場地市町が連携し、仮配宿計画を作成する。

##### (4) 宿泊施設の充足対策

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館(旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。)のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町が、公共施設等の転用及び民家の利用並びに近隣(原則として県内)市町の旅館の利用を行うなど、必要な充足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町等による連絡会議を設置する。

##### (5) 配宿計画の作成

県と会場地市町は、仮配宿計画に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

#### 【第23回全国障害者スポーツ大会(以下「全障スポ」という。)]

##### (1) 宿泊施設に関する調査の実施

参加者の配宿計画の作成に資するため、県が、宿泊施設に関する調査を実施する。

##### (2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な宿泊予定者数を把握するため、県は各都道府県・各政令指定都市等への参加意向調査を実施する。

##### (3) 仮配宿計画の作成

宿泊施設に関する調査及び各都道府県・各政令指定都市等への参加意向調査等に基づき、配宿計画の円滑な作成に資するため、県が、仮配宿計画を作成する。

#### (4) 宿泊施設の充足対策

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県が、必要な充足対策を行う。

#### (5) 宿泊環境の整備

全障スポの参加者が快適に宿泊できるよう、県が、必要に応じて宿泊支援用具を配置するなど、宿泊環境の整備に努める。

#### (6) 配宿計画の作成

県は、仮配宿計画に基づき、配宿計画を作成する。

### 2 宿泊本部の設置

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、国スポについては県及び会場地市町に、全障スポについては県に宿泊本部を設置する。

### 3 宿泊料金の決定

国スポにおける宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県準備（実行）委員会が、旅館等の関係機関との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

全障スポについては、国スポの宿泊料金との連携を図るとともに、旅館等の関係機関と協議し、県準備（実行）委員会が決定する。

### 4 標準献立の作成

参加者への食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、穏やかな気候、豊かな自然に恵まれた佐賀県の様々な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

### 5 弁当の調達

昼食弁当については、国スポにおいては県及び会場地市町が、全障スポにおいては県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

### 6 接遇講習会の実施

参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するため、宿泊業務従事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

### 7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

## 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画(案)について

平成35年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、次の準備業務を推進する。

### 1 医療救護対策

#### (1) 救護所及び救護本部の設置

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の傷病の発生に速やかかつ適切に対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

#### (2) 医療救護体制の周知徹底

傷病発生に伴う患者の取扱いについては、パンフレットの作成・配布等により、各都道府県、宿泊施設、医療機関等に周知徹底を図る。

### 2 防疫対策

#### (1) 防疫に関する知識の普及及び意識の向上

大会参加者等の感染症の発生を予防及びそのまん延を防止するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、防疫に関する知識の普及及び意識のより一層の向上を図る。

#### (2) 健康診断の実施

大会参加者等の、特に消化器系感染症の発生予防のため、宿泊施設、弁当調製施設等の業務従事者を対象とした、保菌検査(検便)等の健康診断実施の励行に努める。

### 3 食品衛生対策

#### (1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の向上

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿泊施設及び食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する知識の普及及び意識のより一層の向上を図り、あわせて自主的な衛生管理の向上を促す。

#### (2) 監視・指導の実施

宿泊施設や弁当調製施設など食品取扱施設を対象に、監視・指導を行う。

### 4 環境衛生対策

#### (1) 会場及び生活環境の美化

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所及び観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

#### (2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底

し、可能な限りリサイクルを行う。

また、リサイクルできない廃棄物については、適正な処分を行う。

(3) 宿泊施設の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿泊施設に対して必要な指導等を行い、宿泊施設の衛生対策に努める。

(4) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(5) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(6) 動物の適正管理

会場及び宿泊施設等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

(7) 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙が生じないように、競技会場等における受動喫煙防止対策に努める。

## 5 馬事衛生対策

馬術競技の円滑な運営に寄与するため、出場馬の防疫、健康管理、入退厩時の調整及び厩舎の衛生管理等に努める。

## 6 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

## 《 参 考 资 料 》

## 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会(以下「準備委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、平成35年国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (2) 大会における実施競技及び会場地の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他準備委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること

### 第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 県、市町の代表者及びその他役職員
- (2) 県及び市町の議会の議員
- (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会開催の準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項について審議する。

4 監事は、準備委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

### 第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
  - (2) 常任委員会
  - (3) 専門委員会
- (総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。
- 3 総会は、次に掲げる事項について議決する。
  - (1) 大会の基本構想に関する事項
  - (2) 会則の制定及び改廃に関する事項
  - (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
  - (4) 収支予算及び収支決算に関する事項
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事項
  - (6) 準備委員会の解散に関する事項
  - (7) その他準備委員会の運営に関する重要な事項
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長が指名する副会長が務め、その他の副会長が副委員長を務める。
- 3 常任委員会は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。
- 4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。
  - (1) 総会から委任された事項
  - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会に付託または委任する事項
  - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項
  - (4) その他委員長が必要と認める事項
- 5 常任委員会は、前項の規定により議決した内容を次の総会に報告しなければならない。
- 6 前条第4項から第6項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委

員及び監事」とあるのは「専門委員」と、「準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

- 4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

#### **第4章 専決**

(会長の専決)

第14条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会において報告し、承認を得なければならない。

#### **第5章 事務局**

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ交流局国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課内に置く。

- 2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

#### **第6章 会計**

(経費)

第16条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。  
(事業計画及び予算)

第17条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### **第7章 雑則**

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

#### **附則**

- 1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。
- 2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。
- 3 この会則は、平成28年5月31日から施行する。
- 4 この会則は、平成30年5月8日から施行する。
- 5 この会則は、平成30年7月18日から施行する。

## 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会総会から常任委員会への委任事項について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第12条  
第4項第1号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 両大会開催に関する方針及び計画の策定に関すること。
- 2 会場地市町及び競技施設の選定に関すること。
- 3 県と市町の所掌業務及び経費負担区分の策定に関すること。
- 4 競技施設等の整備計画の策定に関すること。
- 5 両大会実施競技の選定に関すること。
- 6 競技の企画及び運営の計画策定に関すること。
- 7 競技役員等の養成・編成計画の策定に関すること。
- 8 広報及び県民運動の計画策定に関すること。
- 9 式典の企画及び運営の計画策定に関すること。
- 10 宿泊及び衛生の計画策定に関すること。
- 11 輸送及び交通の計画策定に関すること。
- 12 医療救護、警備及び消防の計画策定に関すること。
- 13 その他両大会開催準備の計画策定に関すること。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会常任委員会名簿

(敬称略・順不同)

平成30年(2018年)12月20日現在

役職名	所属団体・役職名	氏名
委員長	佐賀県副知事	副島 良彦
副委員長	佐賀県議会議長	石倉 秀郷
	佐賀県教育委員会教育長	白水 敏光
	佐賀県市長会会長	秀島 敏行
	佐賀県町村会会長	末安 伸之
	(公財)佐賀県体育協会副会長	愛野 時興
	(公財)佐賀県体育協会副会長	竹原 稔
	(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会会長	末次 康裕
	佐賀県商工会議所連合会会長	井田 出海
常任委員	佐賀県議会副議長	指山 清範
	佐賀県議会総務常任委員会委員長	米倉 幸久
	佐賀県文化・スポーツ交流局局長	白井 誠
	佐賀県健康福祉部部長	川久保 三起子
	佐賀県警察本部本部長	三田 豪士
	佐賀県市議会議長会会長	武藤 恭博
	佐賀県町村議会議長会会長	松尾 文則
	佐賀県高等学校長協会会長	山口 光一郎
	佐賀県私立中学高等学校校長会会長	梶原 彰夫
	佐賀県小中学校校長会会長	中村 敏智
	佐賀県特別支援学校長会会長	糸山 正孝
	(公財)佐賀県体育協会理事長	東島 敏隆
	佐賀県高等学校体育連盟会長	吉松 幸宏
	佐賀県中学校体育連盟会長	下平 博明
	佐賀県スポーツ推進委員協議会会長	中村 直人
	佐賀県商工会連合会会長	峰 英太郎
	(公社)日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会会長	菅原 賢史
	佐賀県農業協同組合中央会会長	金原 壽秀
	佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長	徳永 重昭
	佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長	川崎 和正
	(一社)佐賀県医師会会長	池田 秀夫
	(公社)佐賀県看護協会会長	内田 素子
	(福)佐賀県社会福祉協議会会長	井田 出海
	(一社)佐賀県身体障害者団体連合会会長	平川 幸雄
	佐賀県精神保健福祉連合会会長	山口 義人
	(一財)佐賀県手をつなぐ育成会副会長	中島 来
	(一社)佐賀県観光連盟副会長	牛島 英人
	(一社)日本旅行業協会九州支部佐賀県地区委員会委員長	里浦 徹
	佐賀県生活衛生同業組合連合会会長	今村 芳幸
	(一社)佐賀県バス・タクシー協会会長	金子 晴信
	佐賀県地域婦人連絡協議会会長	三苫 紀美子
	佐賀県連合青年団団長	内田 伸也
	(公財)佐賀県消防協会会長	陣内 成和